

【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策 —ワクチン接種等証明書の導入と利用—

主任調査員 総合調査室 芦田 淳

* 2021年4月以降、新型コロナウイルス感染症対策と経済活動再開の両立を目指して、ワクチン接種等に係る証明書の導入や、当該証明書の利用拡大が図られている。

1 証明書の導入に関する規定

ワクチン接種等に係る証明書は、2021年4月22日緊急法律命令¹第52号「新型コロナウイルス感染症の拡大抑止の必要性を尊重し、経済及び社会活動を段階的に再開するための緊急措置」²（以下「52号命令」）により導入された。52号命令第9条は、「新型コロナウイルス感染症グリーン証明書（certificazioni verdi COVID-19）」を、新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種したこと若しくは同感染症から回復したこと、又は分子検査（PCR検査等）若しくは簡易抗原検査により陰性の結果が出たことを証明するものと定義した。同証明書の有効期間は、証明内容により異なる。なお、他のEU加盟国において現行法令に従い発行されたワクチン接種等に係る証明書も、保健省の定めた基準に合致すれば同様に扱う。

その後、同年6月にはEUレベルで、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種、検査結果及び同感染症からの回復について加盟国が相互に利用可能な証明書の発行等に係る規則が制定された³。これを受けて、52号命令にも、当該EU規則に反しない限りで証明書に係る規定は適用される旨が盛り込まれた⁴。

2 証明書の利用に関する規定

(1) 2021年緊急法律命令第105号

2021年7月23日緊急法律命令第105号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に対抗し、社会及び経済活動を安全に遂行するための緊急措置」（以下「105号命令」）⁵は、2021年8月6日以降、「ホワイトゾーン」において、新型コロナウイルス感染症グリーン証明書を有する者のみが、以下のサービス、施設等を利用できるものと定めた（第3条）。

- ・屋内において着席で供される飲食サービス
- ・公衆に開かれた公演並びにスポーツイベント及び試合
- ・博物館等の文化的な施設及び場所並びに展覧会
- ・屋内での活動に限定して使用されるプール、体育館、健康支援施設等

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月9日である。

¹ 緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令である。ただし、公布後60日以内に、国会の定める法律により承認されなければならない。

² D.L. 22 aprile 2021, n.52, Misure urgenti per la graduale ripresa delle attività economiche e sociali nel rispetto dell'esigenze di contenimento della diffusione dell'epidemia da COVID-19. 以下、イタリアの法令の条文に関しては、同国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

³ 当該規則の詳細に関しては、濱野恵「【EU】EU デジタル COVID 証明書規則の公布、域内移動制限の協調に関する EU 理事会勧告の再改正」『外国の立法』No.288-2, 2021.8, pp.2-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11708946_po_02880201.pdf?contentNo=1> を参照。

⁴ 次に述べる2021年7月23日緊急法律命令第105号による改正に基づくものである。

⁵ D.L. 23 luglio 2021, n.105, Misure urgenti per fronteggiare l'emergenza epidemiologica da COVID-19 e per l'esercizio in sicurezza di attività sociali ed economiche.

- ・収穫祭、見本市、会議等 (convegni e congressi)
- ・温浴施設、テーマパーク、遊園地
- ・屋内での活動に限定して使用される (映画館、劇場等の) 文化施設、社会施設、娯楽施設。ただし、幼児教育施設等を除く。
- ・ゲームセンター、賭博場等
- ・公的な職員選考

ホワイトゾーンとは、新型コロナウイルス感染のリスクに基づく4段階の地域区分のうち、最もリスクの低い地域である。具体的には、①住民10万人当たりの1週間の感染件数が50未満である状態が3週間連続している州、又は②次の病床の占有率に係る条件の下で、住民10万人当たりの1週間の感染件数が50以上である州を指す(第2条)⁶。その条件とは、(i) 新型コロナウイルス感染症患者に割り当てられた病床の占有率が15%以下、又は(ii) 105号命令の施行から5日目までに新型コロナウイルス感染症患者に割り当てられた集中治療病床の占有率が10%以下というものである。また、ホワイトゾーン以外の地域でも、上述したサービス、施設等の利用が認められる場合には、対象者が証明書を有する者に限定されることに変わりはない。

(2) 2021年緊急法律命令第111号

2021年8月6日緊急法律命令第111号「学校活動、大学活動、社会活動及び輸送に関する活動の安全な遂行のための緊急措置」(以下「111号命令」)⁷は、2021年9月1日から12月31日(緊急事態期間の期限)まで、公衆の健康を保護し、教育上の不可欠なサービスを対面で提供するために適切な安全状況を維持することを目的として、国立の学校及び大学の教職員並びに大学生は、新型コロナウイルス感染症グリーン証明書を所持し、提示しなければならないと定めた(第1条)。教職員がこの規定を遵守しない場合、正当な理由のない欠勤とみなされ、当該欠勤の5日目以降、労働関係が停止され、給与等は支払われないこととなる。

また、111号命令は、輸送手段を利用する際にも原則として当該証明書が必要であると定めた(第2条)。同条において輸送手段として列挙されているのは、旅客輸送用の商業飛行機、一部の航路を除く州間輸送用の船舶、都市間急行(Intercity)等の列車、継続的又は定期的に複数の州を接続する旅客輸送用のバス、地方公共交通機関に付加的なサービスに使用されるものを除く運転手付きの貸切バスであり、適用期間は第1条と同一である。

3 証明書の利用に対する反応

新型コロナウイルス感染症グリーン証明書の利用については、実質的な義務付けで強権的などと全国的に反対の声が上がっている旨の報道が見られた⁸。他方、憲法裁判事経験者からは、衛生上の理由により法律が一般的に移動の自由、つまり、社会生活を営む自由を制約するのを認めた憲法第16条を根拠に、憲法はワクチン接種の義務付けを認めているとの指摘がある⁹。

⁶ ホワイトゾーンの定義は、2度変更されている。2021年2月時点の定義に関しては、芦田淳「【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—感染リスクに応じた地域区分と各区分における制限措置—」『外国の立法』No.287-2, 2021.5, p.6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11668875_po_02870202.pdf?contentNo=1> を参照。

⁷ D.L. 6 agosto 2021, n.111, Misure urgenti per l'esercizio in sicurezza delle attività scolastiche, universitarie, sociali e in materia di trasporti.

⁸ 一例として、Ansa, 25 luglio 2021. さらに、証明書に反対するデモ参加者の暴力により女性ジャーナリストが負傷する事件が発生するなど、一部では過激化している。Corriere della Sera, 29 agosto 2021.

⁹ La Stampa, 26 luglio 2021. このほか、法律の規定によらなければ、何人も特定の衛生上の処置を義務付けられない(裏返せば、法律により当該処置を義務付けられる)ことを規定した憲法第32条も根拠に挙げられている。なお、制約は法律に基づかなければならないという要件に関しても、緊急法律命令は法律と同等に扱われる。